

議案参考資料

[令和4年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係]

教育総務課 庶務係

議案名

議案第2号 桐生市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

組織機構改革を実施するため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第23条第1項の規定に基づき、教育に関する事務の職務権限の特例について、所要の改正を行おうとするものです。

概要

- 1 現行において教育委員会の職務権限に属している以下の事務を市長が管理及び執行するため、所要の改正を行います。
 - (1)「新里公民館及び黒保根公民館」に関する事務を市長が管理及び執行するため、条例に「新里地区及び黒保根地区における社会教育に関する教育施設の設置、管理及び廃止に関すること(図書館に関することを除く。)」を加えます。
 - (2)新里地区及び黒保根地区における社会体育に関することを市長が管理及び執行するため、所要の改正を行います。
- 2 上記1の組織機構改革の実施に伴い、関係する条例(7本)について、文言整理その他所要の改正を行います。

(施行期日：令和4年4月1日)

背景・経過

今回の改正は、新たな行政需要に対応し、市民サービスの更なる向上を図るための組織の構築に向け、令和4年4月1日付けの組織機構改革を行おうとするものです。